訴　　状

平成２２年５月１１日

さいたま地方裁判所熊谷支部　民事部　御中

原告代表者理事長　　池　本　誠　司

原告訴訟代理人　弁護士　長　田　淳
同　満　尾　直　樹
同　松　苗　弘　幸
同　久保田　和　志
同　川　井　理砂子
同　福　村　武　雄
同　中　島　俊　明
同　猪　股　正

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

レンタル着物解約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価額１６０万円

貼用印紙額　１３，０００円

請求の趣旨

１　被告は、消費者との間で、着物レンタル契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。

２　被告は、前項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

３　被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

杉山株式会社は、消費者との間で着物レンタル契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した着物レンタル契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル条項が記載された契約書用紙は全て破棄して下さい。

４　訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに第１項ないし第３項について仮執行の宣言を求める。

請求の原因

１　当事者

原告は、平成２１年３月５日、消費者契約法１３条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲１号証）。

被告は、着物の販売、レンタルを業とする株式会社である。

２　被告は、不特定且つ多数の消費者との間で、レンタル着物契約を締結するに際し、被告作成の「レンタル規約」と題する契約約款を用いて意思表示をしている。本件条項には、別紙契約条項目録記載のとおり、契約成立後の解約については、キャンセルに応じられない、所定の解約金（キャンセル料）を支払う旨の条項がある（以下「本件キャンセル料条項」という）（甲２号証）。

３　被告は、今後も同内容の意思表示をなすおそれがある。

４　原告は、被告に対して、平成２２年４月７日、消費者契約法４１条に定める書

面をもって、消費者との間で着物レンタル契約を締結するに際し、本件キャンセル条項は消費者契約法９条１号に違反するものであるから、解約時に本件キャンセル条項を内容とする意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書用紙を破棄すること及びこれらを従業員らに周知させ、同項の意思表示を行わないように指示することを請求し、同書面は、同月８日、被告に到達した（甲３号証、甲４号証）。

５　本件キャンセル料条項の解約金は、消費者契約法９条１号及び同法１０条により無効となる。

（１）被告のキャンセル条項には、「Ⅰ．レンタル料金」中に第５項「オーダーレンタルにつきましてはご契約後のキャンセルは一切応じられません」との定めがある。

この規約には、オーダーレンタル契約を締結した時期と解約申出時期との関係並びに実際の利用時期との関係について何ら定めがない。したがって、仮に利用日の２年前に契約し翌日にキャンセルをした場合であっても、一切応じられないこととなり、こうした契約条項は、実質的にはどの時点でキャンセルをしても、１００％の解約料を徴収するという規定である。

消費者契約法９条１号は、事業者が徴収する契約解除に伴う違約金等の定めについては、「同種契約の解除に伴い事業者に生ずべき平均的損害を超える部分」については無効であると規定している。

オーダーレンタルとは、反物を新規に仕立てた上でレンタルする契約を指すが、本件レンタル契約締結後、実際に仕立てを開始する前はもちろん、その後であってもレンタル利用日までいくら期間があっても１００％のキャンセル料を徴収する趣旨の上記規定は、「平均的損害」を超えることは明らかであり、消費者契約法９条１号に違反する。

また、いかなる理由があってもキャンセルに応じられず１００％のキャンセル料を負担するという内容は、不可抗力などによっても債務不履行責任と同様の責任を負わせるという規定であって消費者契約法１０条にも違反する。

（２）「規約Ⅱ．キャンセル料」において　「ご契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けます。」との定めがあり、具体的には、

契約日より

１週間以内の場合・・・契約金額の３０％

１ヶ月以内の場合・・・契約金額の６０％

２ヶ月以内の場合・・・契約金額の８０％

２ヶ月以上の場合・・・契約金額全額

と定められている。

この規約は、オーダーレンタル以外の商品つまり既に仕立て上がっている商品を対象とするものであり、利用日以前に特別の作業を行うことはないと考えられる。この場合についても、本件規約はキャンセル料発生の起算点を契約日においているが、これでは、契約した時期が、例えば利用日の１年前に契約し翌日にキャンセルをした場合であっても、契約日の1週間以内ということで契約金額の３０％を支払わなければならないということになる。また、同じような事案で契約日から２ヶ月以上経過した場合に１００％のキャンセル料を支払わなければならないということになるが、実際の利用日までどれほど期間が離れていても、これほど高額のキャンセル料を支払うという定めは、明らかに「事業者に生じる平均的損害」を超えているといえ、前記消費者契約法９条１号に違反する。

また、いかなる場合にもキャンセル料が発生するという本件規定は、消費者に民法４１５条の債務不履行責任を超えた無過失損害賠償責任を負わせることになり、消費者契約法１０条に違反する。

（３）よって、本件キャンセル料条項は無効であり、消費者契約法１２条３項により、同条項を含む意思表示が停止されるべきである。

また、これらの無効な契約条項による意思表示の停止、予防には以下の措置が必要である。

① 被告は、前項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

② 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

杉山株式会社は、消費者との間で着物レンタル契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載のキャンセル料条項を含む意思表示行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した着物レンタル契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル条項が記載された契約書用紙は全て破棄して下さい。

６　なお、被告は、埼玉県熊谷市に営業所を一店舗有する規模の事業者であるにもかかわらず強引な勧誘や解約に関するトラブルが、県内の消費生活支援センターに多数寄せられており、消費生活センターも解決に苦慮しているところである。過去１３年間に埼玉県内で寄せられた被告関係の相談・苦情は、８２件にものぼり、この数は、埼玉県北部にしか店舗を有さない業者の数としては異常に多いと考えられる。例えば、相談について消費生活センターからサービス内容を確認するために電話したところ、業界のことも知らず指導するとは傲慢と一方的にしゃべり電話を切られる。契約日から２６日後解約を申し出たが６割の違約金を請求され、センターから交渉を試みたが、話し合う姿勢を見せず、裁判にせよと主張する。などの事案も報告されている。

多くの消費者が無効な本件キャンセル条項どおりのキャンセル料を徴収されるか、やむを得ず契約を維持せざるをえない状況に陥っている。

７　よって、原告は、被告に対し、消費者契約法１２条３項本文に基づき、消費者との着物レンタル契約を締結するに際し、請求の趣旨第１項の内容を含む意思表示を行わないこと、同内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書を破棄すること及びこれらを被告の従業員に対し指示することなどを求めて本訴に及んだ。

証　拠　方　法

１　甲第１号証　適格消費者団体として認定をした旨の通知書

２　甲第２号証　被告作成のキャンセル条項

３　甲第３号証　差止請求書兼申入書

４　甲第４号証　配達記録（郵便物検索結果詳細）

５　甲第５号証　回答書（埼玉県消費生活支援センター）

添　付　書　類

１	訴状副本	１通
２	委任状	１通
３	資格証明書・定款・理事会議事録	４通
４	甲各号証	各１通

契　約　目　録

①規約「Ⅰ．レンタル料金」

５．オーダーレンタルにつきましてはご契約後のキャンセルには応じられません。

②規約「Ⅱ．キャンセル料」

ご契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けます。

契約日より

１週間以内の場合・・・契約金額の３０％

１ヶ月以内の場合・・・契約金額の６０％

２ヶ月以内の場合・・・契約金額の８０％

２ヶ月以上の場合・・・契約金額全額

当　事　者　目　録

〒３３０－００６４　さいたま市浦和区岸町７－１１－５

原　　告　　特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

上記代表者理事長　　池　本　誠　司

〒３３０－０８０２　さいたま市大宮区宮町２丁目２８番地あじせんビル７階

埼玉中央法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人　弁護士　長　田　　淳

同　　松　苗　弘　幸

同　　久　保　田　和　志

電　話　０４８－６４５－２０２６

ＦＡＸ　０４８－６４３－５７９３

〒３３０－０８４３　さいたま市大宮区吉敷町1-62マレーS・Tビル403

はるか法律事務所

上記訴訟代理人　弁護士　満　尾　直　樹

同　　川　井　理　砂　子

〒３３０－００６３　さいたま市浦和区高砂３－６－１７ヨシノビル５階

あすか法律事務所

上記訴訟代理人　弁護士　福　村　武　雄

同　　中　島　俊　明

〒３３０－００６３　さいたま市浦和区高砂３－１０－４埼玉総合ビル

埼玉綜合法律事務所

上記訴訟代理人　弁護士　猪　股　　正

〒３４８－００５８　埼玉県羽生市中央３－６－１９

被　　告　　杉山株式会社

右代表者取締役　　杉　山　弘　紀